

旧函館検疫所台町措置場貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が所有する景観形成指定建築物である旧函館検疫所台町措置場（以下「旧検疫所」という。）を広く市民、観光客等が利用できる施設として整備し、使用しようとする者に対する旧検疫所の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象)

第2条 旧検疫所は、これを市民、観光客等に観覧させる等、広く一般の利用に供する施設として使用する者に貸し付ける。

2 貸付けをする物件等は、旧検疫所の建物とその敷地（駐車場を含む。以下同じ。）とする。

(公募等)

第3条 市長は、旧検疫所の貸付けを受けて使用する者を原則として公募するものとする。

2 旧検疫所の貸付けを受けようとする者は、応募申込書（別記第1号様式）に必要書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

3 市長は、前項の申込みをした者のうちから、旧検疫所を貸し付ける者を選定し、当該選定した者と賃貸借契約を締結するものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、1年とする。ただし、市長が認める場合は、これを更新することができる。

(貸付料)

第5条 貸付料の額は、函館市財産条例施行規則（昭和39年函館市規則第5号）の定めるところにより算出した額とする。

(禁止事項)

第6条 市長と第3条第3項の契約を締結した者（以下「使用者」という。）は、旧検疫所の使用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 使用の目的を変更すること。

- (2) 旧検疫所の外観の形質を変改すること。
- (3) 旧検疫所の建物またはその敷地内に看板，掲示板，広告，標識等を設置すること。
- (4) 旧検疫所の敷地内に工作物等（前号に掲げるものを除く。）を設置すること。
- (5) 旧検疫所の建物またはその敷地の全部もしくは一部を他人に転貸し，またはその使用する権利を譲渡すること。

（内部改修工事）

第7条 使用者は，旧検疫所の使用の目的に応じ，建物内部の改修工事のほか，電気，ガス，給排水，電話回線等の設備の設置その他必要な工事を行うことができる。この場合における工事の費用は，使用者の負担とする。

2 前項の工事を実施しようとするときは，あらかじめ書面により市長の承認を得るものとする。

（駐車場の管理）

第8条 使用者は，旧検疫所の駐車場が適正に利用されるよう管理しなければならない。

2 駐車場内における車両の事故，盗難等による損害について市は，その賠償の責めを一切負わないものとする。

3 使用者は，旧検疫所の駐車場を旧検疫所を利用する者による車両の駐車以外の目的に使用してはならない。

（使用者の管理義務等）

第9条 使用者は，善良なる管理者の注意をもって旧検疫所およびその敷地を管理し，使用しなければならない。

2 使用者は，その責めに帰すべき理由により旧検疫所の建物等に損害を与えた場合は，速やかに原状に回復しなければならない。

3 使用者は，継続して1月以上旧検疫所を使用しないときは，あらかじめ市長に通知しなければならない。

（契約の解除）

第10条 市長は，使用者が次の各号のいずれかに該当するときは，契約

を解除することができる。

(1) この要綱およびこれに基づく契約に違反したとき。

(2) 貸付料を支払わなかったとき。

(明渡し等)

第11条 使用者は、貸付期間が満了し、または前条の規定により契約を解除されたときは、市長の指定する期日までに備品等移動可能な物品を収去し、旧検疫所を明け渡さなければならない。ただし、市長が収去する必要がないと認めた物品については、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長が使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

3 使用者が明渡しするとき収去しなかった物件は、すべて市の所有に帰するものとする。

(立入り等)

第12条 市長は、旧検疫所の維持、保全等のため必要があると認めるときは、使用者に通知のうえ旧検疫所内に立ち入り、必要な措置を講ずることができる。ただし、緊急の必要がある場合において通知する暇のないときは、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月13日から施行する。